

令和2年度 国及び地方公共団体向け障害者職業生活相談員 資格認定講習開催要綱

北海道労働局職業安定部職業対策課
令和3年2月9日

1 目的

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号。以下「法」という。)については、令和元年6月14日に公布された障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第36号)による改正により、国及び地方公共団体の任命権者は、5人以上の障害者(法第79条第1項で定める障害者に限る。以下同じ。)である職員が勤務する事業所において、障害者職業生活相談員(以下「相談員」という。)を選任することが義務づけられたところである。

法第79条第1項に定める相談員の資格要件の1つとして、「厚生労働大臣が行う講習を修了したもの」であることが定められたことを踏まえ、北海道労働局では、国及び地方公共団体向けに、障害者の職場適応の向上、障害者の職業生活全般についての相談等に関する事項の習得を目的とした、障害者職業生活相談員認定講習会(以下「資格認定講習」という。)を開催する

2 名称

「令和2年度 国及び地方公共団体向け障害者職業生活相談員資格認定講習」とする。

3 開催場所

札幌市中央区北4条西5丁目アスティ45 16階 1614大研修室

4 開催日時

令和3年3月23日(火) 9:00~17:30(予定)

5 研修日程

別紙1「令和2年度障害者職業生活相談員資格認定講習日程表」のとおり

6 対象とする機関・参加者

- (1) 5人以上の障害者が勤務し、相談員を選任する必要がある事業所の職員であって、次のいずれかに該当する者
 - ア 省令要件、特例要件ともに満たさない者
 - イ 特例要件のみを満たしている者で、資格認定講習により資格を得る必要がある者(障害者である職員又は労働者の職業生活に関する相談及び指導についての実務に従事することにより令和2年度末までに省令要件を満たす者は含みません)
- (2) 現在、5人以上の障害者が勤務していない事業所、又は、既に省令要件を満たしている相談員が配置されている事業所(特例要件を満たしており、令和2年度末までに省令要件を満たす見込みである場合も含む)については、今年度の講習は受講できないものとする。

※省令要件、特例要件については別紙2「障害者職業生活相談員の省令要件・特例要件(資格認定講習の受講以外)」のとおり

※多数の申込があった場合は、各受講希望者の受講必要性を総合的に判断して、受講の可否を決定する場合があります。

※同じ事業内で複数の申込がなされた場合は、会場の定員や事業所内における優先度等を踏まえて人数調整させていただくことがあります。

7 受講申込等

「国及び地方公共団体向け障害者職業生活相談員講習受講申込書」により、期日までに FAXにて申し込むこと。

送信先:011-738-1062

申込期日:令和3年3月11日(木) 17:00